

2 高治林第 1 3 5 1 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

各林業事務所長 様

治山林道課長

森林整備保全事業の測量業務における旅費交通費の計上について（通知）

森林整備保全事業の測量業務における旅費交通費について、下記のとおり計上することとしたので通知します。

記

1. 計上方法

基地～現場までの往復距離が 60km 以上の箇所のみ基地～現場までの旅費交通費を計上することとし、下記のとおり計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上することとする。

1) 基地

高知市・四万十市を測量会社の基地とし、高知県を 2 地域に分割する。

高知市　：安芸・中央東・中央西・須崎林業事務所管内

四万十市：幡多林業事務所管内

2) 旅費交通費

積算に用いる旅費交通費は「高知県職員の旅費に関する条例」によるものとし、交通手段はライトバンとする。

- ※1. 5人乗ライトバンにより積上げた額である。
- ※2. 測量器具、諸材料の運搬費を含む。
- ※3. 原則として宿泊費は計上せず日々通勤とする。

3) 通勤日数の算定について

通勤日数の算定は、パーティのうち、測量技師補がライトバンを運転するものとし、測量技師補の外業日数を計上する。

4) 旅費交通費の距離の計上（端数処理等の方法）

基地～現場までの往復距離は整数止め（整数以下切捨て）とする。

- ※1. 距離算定の基準は上記市役所所在地とする。
- ※2. 委託先に関わらず基地は上記のみとする。

2. 適用日

令和3年4月1日以降の設計積算に係るものから適用する。